

附 則	改 正 案	現 行
<p>（振替受入簿の保存）</p> <p>第二条 法附則第十一條の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十條及び法附則第二十九條第一項に規定する特例社債、法附則第二十七條第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八條第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一條第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六條第一項に規定する特例外債、法附則第五十条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第五十一条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によつて消滅する日の後一年間保存するものとする。</p>	<p>（振替受入簿の保存）</p> <p>第二条 法附則第十一條の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十條及び法附則第二十九條第一項に規定する特例社債、法附則第二十七條第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八條第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一條第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によつて消滅する日の後一年間保存するものとする。</p>	<p>（振替受入簿の保存）</p> <p>第二条 法附則第十一條の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第十條及び法附則第二十九條第一項に規定する特例社債、法附則第二十七條第一項に規定する特例地方債、法附則第二十八條第一項に規定する特例投資法人債、法附則第三十条第一項に規定する特例特定社債、法附則第三十一條第一項に規定する特例特別法人債、法附則第三十六条第一項に規定する特例外債、法附則第四十一条第一項に規定する特例新株予約権付社債並びに法附則第四十二条第一項に規定する特例転換社債の償還請求権又は償還額の支払請求権（法附則第三十二条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十四条第一項に規定する特例貸付信託受益権、法附則第三十五条第一項に規定する特例特定目的信託受益権、法附則第三十七条第一項に規定する特例投資信託受益権、法附則第三十九条第一項に規定する特例貸付信託受益権及び法附則第四十条第一項に規定する特例特定目的信託受益権にあつては、償還請求権又は償還額若しくは解約額の支払請求権）が時効によつて消滅する日の後一年間保存するものとする。</p>

2

法附則第四十二条の振替受入簿は、当該振替受入簿に記載され、又は記録された法附則第四十一条に規定する特例受益権の受益債権が時効によつて消滅する日の後一年間保存するものとする。

(新設)